

熊本県広告活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県が保有する広告媒体となり得る資産に民間事業者等の広告を表示し、その対価として広告料を徴収し、又は広告が表示された物品の提供を受ける事業（以下「広告活用事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告活用事業は、民間事業者等との協働の下に熊本県が保有する資産を有効に活用することにより、新たな財源の確保と県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の掲載基準等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、この事業の対象としない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 第三者をひぼう、中傷、排斥するおそれのあるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) その他広告として表示することが適当でないと県が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、表示することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 教育上又は健康増進上の観点から配慮が必要なもの
- (3) 消費者保護の観点から配慮が必要なもの
- (4) その他広告を表示する業種又は業者として適当でないと県が認めるもの

3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。なお、広告の表示期間中においてこれらに該当するに至った者も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 熊本県から指名停止措置を受けている者又は熊本県から不利益処分を受けている者
- (3) 県税を滞納している者又は正当な理由なく県に対する債務を履行していない者
- (4) この基準によるもののほか、広告媒体の性質に応じて個別の基準が必要な場合は、広告媒体ごとに別に定める。

(募集方法等)

第4条 広告の募集方法、選定方法等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告に関する責任)

第5条 広告主及び広告取扱業者（以下「広告主等」という。）は、表示する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損

害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

- 2 広告内容が虚偽等であることが判明した場合又は第3条第3項の規定により広告主としない決定をした場合は、広告の表示を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主等が負担する。

(広告料の返還)

第6条 既に納付した広告料は、返還しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない事由により広告表示を中止し、又は広告表示に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(その他)

第7条 広告活用事業は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令の定めるところに従い適正に行われなければならない。

- 2 この要綱に基づき実施する個別の事業に関し必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。